

## 【仙北市木造住宅耐震診断支援事業のご案内】



# 住宅の耐震診断 はいかがですか？

耐震診断により お住まいの住宅の 地震に対する強さがわかります。ぜひお申し込み下さい。

### 対象となる木造住宅

仙北市内の次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築されたもの。（なお、昭和56年6月1日以降に増築等を行っている住宅は対象外となる場合があります。）
- ② 居住用の木造戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）を含む。丸太組工法は除く。）であること。
- ③ 過去に仙北市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修工事を実施していないこと。

### 募集期間及び募集戸数

募集期間：令和2年6月1日（月）から令和2年11月30日（月）まで

募集戸数：3戸（募集戸数になり次第終了します。）

### 耐震診断の費用

自己負担額は1万円 です。

（耐震診断費用は1棟あたり13万円です。このうち、仙北市が12万円を負担します。）

### ご注意ください

- 点検商法・サービス商法にご注意下さい。  
仙北市が派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士で、「登録証」を携帯していますのでご確認ください。  
また、自己負担額の支払いは、耐震診断士から配布される振込用紙にて行います。  
「振込先：一般社団法人秋田県建築士会、振込金額10,000円」となります。振込前に振込先及び金額をご確認ください。
- 当耐震診断は、「一般診断法」（一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」）により、住宅の耐震性能の目安を判断するものです。

### お申込み・お問い合わせ先

仙北市役所西木庁舎2階 建設部建設課 都市計画係 TEL0187-43-2295

# 木造住宅の耐震診断 申し込みから耐震診断まで

## 1. 申し込み

申込書は仙北市建設課（西木庁舎2階）にございます。また市ホームページからダウンロードすることができます。

申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類の写しを添えて、建設課に提出して下さい。以下の書類等が必要です。

- 仙北市木造住宅耐震診断申込書
- 印鑑・住宅の図面  
印鑑及び住宅の図面（平面図等）をご用意下さい。（図面がない場合もお申し込みできます）
- 建築着工時期（年月）のわかる資料  
固定資産税（土地・家屋）課税明細書、建築確認通知書、確認検査済証、工事請負契約書、登記簿謄本等のうち、いずれかの写し
- 納税証明書（世帯全員の市税を滞納していないことを証する書類）

## 2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する建築士（以下「耐震診断士」という。）を選定し、その氏名及び所属等を記載した「仙北市木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申請者へ送付します。

## 3. 現地調査日時の調整

現地調査の日時調整のため、担当する耐震診断士より直接電話で連絡をいたします。

## 4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

### 【診断費用のお支払い】

また、耐震診断費用にかかる自己負担額について、耐震診断士の配布する「振込案内」をお受け取り頂き、指定の期日までに1万円をお振り込み下さい。

## 5. 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、仙北市より文書で通知します。

## その他

お住まいの住宅によっては、その利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。申請頂いた内容をもとに判断させていただきますので、ご了承下さい。